

令和7年第4回海陽町議会定例会会議録（令和7年12月12日）

○東議長

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。（午前9時29分）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○東議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、8番 原議員、9番 長岡議員を指名します。

○東議長

お諮りします。日程第2、議案第64号、専決処分の承認を求めることについてから、日程第19、議案第79号、令和7年度玉笠橋修繕工事請負契約についてまでの議案審議について、本会議を休憩し、全員協議会を開き、議案の審議を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議がないようですので、本会議を休憩し、全員協議会を開き、議案の審議を行います。本会議を休憩します。（午前9時32分）

○東議長

休憩前に引き続き、本会議を再開します。（午前11時30分）

日程第2、議案第64号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第3、議案65号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第4、議案第66号、海陽町防災・減災対策事業基金条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」との声あり)

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第5、議案第67号、海陽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」との声あり)

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第6、議案第68号、海陽町議会議員及び海陽町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」との声あり)

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第7、議案第69号、海陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第 8、議案第 70 号、海陽町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第9、議案第71号、令和5年度海陽町防災行政無線設備更新整備工事変更請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第10、議案第72号、令和7年度高校生の居場所新築工事変更請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第11、議案第73号、指定管理者の指定についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第12、議案第74号、令和7年度海陽町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第13、議案第75号、令和7年度海陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第14、議案第76号、令和7年度海陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第15、議案第77号、令和7年度海陽町水道事業会計補正予算（第2号）を議題と

します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第16、議案第78号、令和7年度海陽町海南病院事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第17、報告第5号、専決処分の報告についてを議題とします。
報告でありますので、討論・採決はいたしません。質疑はございますか。

(「なし」との声あり)

○東議長

質疑なしと認めます。これで報告第5号を終わります。

○東議長

日程第18、報告第6号、専決処分の報告についてを議題とします。
報告でありますので、討論・採決はいたしません。質疑はございますか。

(「なし」との声あり)

○東議長

質疑なしと認めます。これで報告第6号を終わります。

○東議長

日程第19、議案第79号、令和7年度玉笠橋修繕工事請負契約についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」との声あり)

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第20、発議第1号、海陽町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。7番 小山議員。

○小山

海陽町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の提案理由の説明をさせていただきます。

発議第1号、令和7年12月12日、海陽町議会議長 東 久博 殿

提出者、海陽町議会議員 小山 慎、

賛成者は、海陽町議会議員 西山幹男、同じく見吉政貴、同じく島崎勝弘、同じく戸田眞理子、同じく高島武夫、同じく長岡秀一郎、同じく長江範裕でございます。

海陽町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

それでは条例案の朗読をさせていただきます。

海陽町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(案)

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への住民の信頼を保持するため、海陽町議会議員(以下「議員」という。)が、自己都合、疾病又は負傷(以下「疾病等」という。)により町議会の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、海陽町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年海陽町条例第37号)の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 会議等 海陽町議会定例会及び臨時会の本会議、海陽町議会委員会条例（平成18年海陽町条例第200号）及び海陽町議会会議規則（平成18年海陽町議会規則第1号）に基づき設置された委員会及び全員協議会をいう。

(2) 公務上の災害等 徳島県市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合条例第2号）に基づき認定された公務上の災害等をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が自己都合、疾病等により、町議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、会議等を欠席した日から次に会議等に出席した日の前日までの期間（以下「欠席期間」という。）に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額を支給するものとする。

欠席期間	割合
180日を超え365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の50

2 前項の規定は、欠席期間が180日若しくは365日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「減額月」という。）から、減額月の議員報酬月額を基礎として適用する。ただし、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は適用しない。

3 第1条の規定により議員報酬の減額を受けている議員が、会議等に出席したときは、会議等に出席した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「解除月」という。）から報酬の減額を解除する。ただし、減額を開始した月と解除月が同じ月にあたるときは、解除月は、その翌月とする。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）のそれぞれ前6か月以内の期間において、前条の規定により議員報酬の支給を減額された月があるときの期末手当は、その職に応じた期末手当に、第3条第1項に定める割合を乗じて得た額（その乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 基準日の前6か月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、減額割合が高い方の割合を適用する。

(適用除外)

第5条 次に掲げる事由により町議会の会議等を長期間欠席したときは、前2条の規定は適用しない。

(1) 公務上の災害等

(2) 災害その他議員の責によらない事故等の場合で、議長が公務上の災害に準ずると認めるもの

(疑義の決定)

第6条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮問し、その答申を受け、議長が決定するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案の理由)

議会議員の職責及び議会への住民の信頼を保持するため、町議会の会議等を長期間欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給について、そのあり方を明確にすることが必要であることから、海陽町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を規定するため、条例の制定を要するので、本案を提出するものである。

これで提案理由の説明を終わります。

議員各位のご賛同をお願いし、提案説明といたします。よろしく申し上げます。

○東議長

提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第21、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件はお手元に配布のとおり、派遣することにしたいと思いを。

なお、派遣の内容を諸般の事情により変更する場合には、議長一任としたいと思いを、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配布のとおり、派遣することに決定しました。

○東議長

日程第22、常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会閉会中継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件はお手元に配布した各委員会の閉会中継続調査申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りいたします。本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会いたしたいと思いを、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。

よって、令和7年第4回海陽町議会定例会を閉会いたします。(午前11時53分)

慎重審議ありがとうございました。

左記の会議録を作成し、その内容に相違なき事を証明するためここに署名する。

海陽町議会議長

海陽町議会議員

海陽町議会議員